

地公退ニエース

No. 119
2014. 7. 1

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

二〇一四年公的年金財政検証結果

六月三日公表

厚生労働省は公的年金財政検証の結果を六月三日に公表した。検証は二〇〇四年の年金制度改定により制度化されたもので、今回二度目になる。五年に一度、国勢調査に基づく人口の長期推計や経済動向等をもとに年金財政の長期収支見通しを試算するものだが、今次検証が見通す二一〇年度という遠い将来の経済状態について予想・予測することは誰にもできないので、年金を支える基礎的要素（将来推計人口、労働力率、経済前提等）の動向を複数ケース想定しそれらを組み合わせて、それぞれの場合に将来年金がどうなるかを「投影」したものである。

検証では、ケースごとにマクロ経済スライド調整期間がいつまで必要か、その後の所得代替率はどの程度になるかの見通しを試算している。

今次検証の概要

今次検証では経済社会状況に関する主な前提として次の四つを挙げ、その組み合わせによって将来推計している。

＊人口の前提…合計特殊出生率、平均寿命はそれぞれ高位・中位・低位の三通り

＊労働力の前提…労働市場への参加が進むケースと進まないケースの二通り

＊経済の前提…生産性上昇、物価・賃金・運用利回りの上昇を組み合わせた八ケース

＊その他の制度状況に関する前提…有遺族率、障害年金発生率、納付率 等

このうち経済の見通しについては、二〇二三年までの足下の一〇年と二〇二四年以降の長期に区分して設定した。前者は内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の数値を用いている（この試算に対して楽観的とする批判があるが、これは年金検証固有の作業ではなく、政府全体の中長期試算の妥当性として議論すべき課題）。

後者は内閣府試算を参考に「全要素生産性（TFP）」上昇率を軸とした幅の広い複数ケース（八ケース）を設定している（人口要素を織り込んだコブ・ダグラス型生産関数を用いた経済成長率の推計に基づき設定したと説明されている）。

・順調な成長を想定したA～Eの五ケース（一・四％～〇・四％成長）では、最低でも所得代替率五〇・六％を確保できると試算した。
・成長しない想定の下F～Hの三ケース（〇・一％～△〇・四％成長）では、所得代替率は五〇％を割り最低では三五％になると試算した。

これら経済前提の八ケースごとに「給付水準調整（マクロ経済スライド）の終了年度Ⅱ年金額抑制が続く年数の長さ」と「その後の所得代替率」の見通しが試算されている。

総じて人口・労働力・経済が順調であれば、調整期間は短く所得代替率は高くなり、反対の場合逆になる。特に労働力については、高齢者・女性とりわけ女性の雇用拡大が年金制度に貢献すると試算された。

年金制度の内側でいえば、これまでマクロ経済スライドが発動されてこなかった結果、二〇一四年度の所得代替率が想定を上回り六二・七％と高止まりしていると指摘。このツケは、検証では今後の「給付水準調整の長さ」として現れると説明している。

検証が示す見通しと課題

年金制度に最も影響を与えるのは人口と経済である。今次検証では、人口・経済・雇用とも低位の伸びという組み合わせでは、所得代替率が五〇％を割り込むケースもあり得るが、順調な成長を想定したケースでは財政均衡の中で五〇％を維持できると見通している。前者の場合、年金の危機というより日本社会自体の危機である。基本的な年金安定はこれから年金制度の外で展開される人口・経済・雇用を改善する政策如何にかかっており、その実施を強く求める。

財政検証では、「検証時に所得代替率が五年後の次期検証までに五〇％を切ると見込まれる場合は給付水準調整（マクロ経済スライド）を終了するとともに、給付・負担の在り方を含めて制度変更を求める」と法定されている。今回は想定した中で最悪の経済ケースでもこれには当たらず、制度の義務的見直しは不要とされた。しかし、長期的な収支均衡のためには制度の一部を改定すべきという問題意識から「社会保障・税一体改革」プログラム法で取り上げられた年金制度改革継続課題のうち「マクロ経済スライドフル適用」「短時間労働者の被用者年金適用拡大」「保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制」の三課題を抽出して、それを実施した場合のオプション試算が実施された。そのひとつである「マクロ経済スライドフル適用」Ⅱ名目下限撤廃とすることは、現受給者には継続的な年金減額を意味し、受け容れがたい。地公退は年金制度安定・将来世代の年金給付を貧しくしないで済む人口・経済・雇用政策の実施を求めつつ、名目年金額を引き下げないという当初の制度を堅持することを改めて主張する。

私達が読み取る検証の意味

検証は想定ケースの複雑な組み合わせや専門的な生産関数を用いている。それらの妥当性については作業に当たった専門家の資質と良識に期待することとして、年金受給者である我々は、検証の意味を次のように読み取る。

「年金はそれを生活の基礎としている受給者の生活を守る社会的扶養であり、金を集めて配る仕組みである」

「平和と人権があつての社会的扶養であり、軍事優先と強欲資本主義グローバル리즘は年金制度を危うくする」

「社会・経済という海に浮かぶ船である年金制度は、扶養する海が荒れて配るべき金が集められなければ航海困難になる」

「年金制度を安定させそれを支えることができる社会・経済を作る政策こそが基本で、年金が危ないとすれば、それは年金制度の問題というより社会・経済政策の失敗である」

「年金受給者に給付の見直しを求めざるを得ない時は、打撃を最小限にするとともに、十分な情報提供により受給者の納得を得なければならぬ」

「検証は以上のことを明らかにするために実施する五年に一度の健康診断である」

もとより、財政検証は科学的であるべきだが、年金受給者にとつての検証の意味を踏まえれば、過度な楽観や悲観に陥らず、見当違いの年金破綻キャンペーンに幻惑されることなく、年金安定に必要なとされている人口・雇用・経済政策を政府に要求する素材として検証を活用することが必要である。

また検証を契機とする年金制度の改定検討については、地公退として制度の趣旨・沿革と退職者の生活実態に基づく要求で運動を進める。

地公退運動方針および統一要求（案） 討議中

地公退は六月二六日の役員会で七月二五日に開催する第四五回定期総会に諮る運動方針案及び総務省要求案を決め、組織討議に付した。今次方針案は、地公退の基本的取組課題である社会保障を中心にしながら、安倍政権の暴走で社会保障の基礎である平和と民主主義が危機に陥れられようとしていることに反撃することを強調している。統一要求案は総務省に提出して、厚生労働省課題を中心とする退職者連合の要求運動と総合して政府に私たちの要求実現を求めるものである。総務省の所管事項以外の要求についての回答を得ることは困難が予想されるが、地方自治に直結する課題として要求に含める考え方をとっている。

二〇一四～一五年度地公退統一要求案（総務大臣あて）

一 憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。

二 年金について

(一) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づく緻密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

(二) 「社会保障制度改革国民会議」で議論された「全国民共通の所得比例年金の創設・税を財源とする最低保障年金」を内容とする「新しい年金制度の創設」は、制度化に多くの問題があることを認識して、将来の検討課題とすること。

(三) 地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員を含め短時間労働者の被用者年金加入を抜本的に拡大すること。

(四) マクロ経済スライド制度による既裁定年金額調整について、名目年金額を減額する制度に変更しないこと。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。

(五) 高齢者の就業、保険料拠出期間、年金受給年齢を見直す場合は、希望する者が就労により社会保障制度を支える側に立つことを促す制度とすること。

(六) 地方公務員共済長期積立金について、「公的・準公的資金の運用・リスク管理の高度化等に関する有識者会議」が提言するハイリスク運用比率引き上げを実施しないこと。国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

以上

(七) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。同等になるよう改めること。

三 地域包括ケアシステム基盤整備について

地域包括ケアシステムを実践し、特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅など不足している介護基盤・サービスについて、今後の需要増を見込んで計画的整備・充足を図るため、適切な財政措置を講ずること。

特に東日本大震災被災地域における介護基盤の復旧・整備を急ぐこと。

四 生活保護・生活困窮者自立について

生活保護基準を切り下げたこと、および法改正により申請者・受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。

生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

五 税制について

公的年金からの個人住民税の特別徴収は希望者のみを対象とすること。

六 社会保障・税番号について

(一) 「社会保障・税番号」については、技術・倫理両面から個人情報漏洩・改竄を防止する仕組みを確立すること。あわせて、侵害が生じた場合の制裁・補償のルールを予め明示すること。

(二) 「社会保障・税番号」の目的は個人を特定することに限定し、

社会保障の負担と給付に関する「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。

七 TPPについて

TPP加入は、国民健康保険を軸とする公的国民皆保険・自主共済・郵貯簡保等を危機にさらすとともに農林水産業に打撃を与えることが想定される。

また、ISDS条項が合意・発動されれば、地域産業育成のための優先発注・環境規制などの国内ルールより外国の投資家の利益を優先することが想定される。これらを考慮し、参加交渉から撤退するよう関連省庁と調整すること。

八 エネルギー政策と原子力発電の見直しについて

(一) 従前のエネルギー政策を抜本的に見直す立場で関連省庁と協議すること。

① エネルギー政策の地方分権を進めること。

② 市民とともにエネルギー多消費型社会構造・生活構造を変革し、需要に合わせる供給から供給に合わせる需要に転換すること。

③ 再生可能な自然エネルギーの開発・普及を進め、温室効果ガス削減を図ること。

(二) 地方自治体と協力して原子力発電所の安全性を徹底的に検証・点検して情報公開すること。原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。原発の設置・稼働に関する検討は事故時に影響を受ける可能性のある全ての自治体を当事者とすること。

沖縄の追加費用削減

被用者年金一元化法が可決され、二〇一五年一〇月に施行される。それに先立ち、一三年八月に定められた政令に基づき「追加費用の削減」が開始された（同年一〇月支給分から減額）。

追加費用は年金の公民格差とは全く無関係な共済制度発足前の雇用主責任の履行問題であり、一元化に関連して既裁定年金を削減することは制度論として間違っている。地公退はこれからもその不当性を主張し続けるが、法的措置が一定の到達点となっていることは事実である。

しかし、この全体としての不当性に加えて沖縄の仲間他地域に比べてさらに不当な取り扱いをされている。

沖縄を除く地域では一九六二年一二月の「地方公務員共済組合法」施行以前の期間を追加費用期間としているが、沖縄については一九六六年七月の「琉球政府公務員退職年金制度」施行以前の期間を追加費用期間としているため、他の地域に比して追加費用期間Ⅱ削減対象期間が四三ヶ月長く、削減額が大きい。日本軍の強制と米軍の攻撃による悲惨な戦禍、一九七二年の復帰までの長いたたかい、復帰後も続く米軍基地の集中と治外法権的地位協定による被害・屈辱とたたかってきた沖縄に対して、追加費用についてまで差別的不利益扱いをすることは不当である。地公退はその是正を要求する。